

平成28年度大磯町教育委員会第4回定例会議事録

1. 日 時 平成28年7月21日（木）
開会時間 午前9時00分
閉会時間 午前10時05分
2. 場 所 大磯町役場国府支所2階 第1・2会議室
3. 出席者 藤 家 崇 教育長
中 野 泉 教育長職務代理者
青 山 啓 子 委員
曾 田 成 則 委員
濱 名 三代子 委員
岩 本 清 嗣 教育部長
小 島 昇 学校教育課長
山 口 友紀子 学校教育課副課長
森 田 敏 幾 参事（地域総合戦略担当）
瀬 戸 克 彦 子育て支援課長
佐 川 和 裕 生涯学習課長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
早 崎 薫 生涯学習課図書館長
秋 本 篤 史 （書記）学校教育課教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 3名
6. 教育長報告
7. 付議事項
議案第3号 大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について
議案第4号 大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について
8. 協議事項
協議事項第1号 大磯町郷土資料館の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例等について
9. 報告事項
報告事項第1号 いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について
報告事項第2号 巡回展の開催について
報告事項第3号 町立幼稚園の夏季保育について
報告事項第4号 大磯町認定こども園設置運営事業者の決定について

10. その他

(開 会)

教育長) 出席委員が5名で定足数に達しており、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立します。

なお、本日は傍聴を希望されている方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可します。

暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(平成28年度第3回定例会議事録の承認)

教育長) 「平成28年度第3回定例会議事録」は、1ページから11ページに記載のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「平成28年度第3回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

教育長報告

教育長) 6月定例会開催後の平成28年6月23日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。

6月定例会におきまして、旧吉田茂邸再建工事の進捗状況について事務局より報告をいたしました。6月24日、旧吉田茂邸の建物部分が完成し、神奈川県より大磯町に引き渡しとなりました。今後、建物周辺の外構工事等が行われていきますが、建物については、神奈川県から仮使用許可を得ておりますので、町による維持管理が始まっています。

同じく6月24日、認定こども園選定委員会において第2次審査を行いました。選定委員会での結果を受けて、認定こども園の設置運営事業者を決定しましたので、後ほど子育て支援課よりご報告いたします。

7月1日、本年度第1回目のいじめ問題対策・調査委員会を開催いたしました。いじめ問題への対策を、より充実させていくために、貴重なご意見をいただきました。詳細につきましては、後ほど事務局からご報告いたします。

その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりです。

なお、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

また、6月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関する、専決した事項に関する、その他について報告いたします。まず、6月24日、国府中学校の平成27年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について定期監査が行われました。監査の結果、「概ね良好」という報告をいただいています。理科準備室の薬品につきましては、薬品在庫簿を備え、時期を決めて定期的に在庫量を調べるなど、適正な薬品管理について指摘がございました。国府中学校だけでなく、全小中学校に対し、薬品管理の再点検を行い、状況に応じて必要な措置を講じるよう通知いたしま

した。次に、要綱改正について1件ご報告いたします。6月29日付けで「大磯町私立幼稚園就園補助金交付要綱の一部を改正する要綱」が告示されました。これは幼稚園就園奨励費補助金等に係る国庫補助限度額について通知があり、私立幼稚園に係る補助基準額が変更になったため改正を行ったものです。報告につきましては、以上でございます。

議案第3号 大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について

議案第4号 大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について

学校教育課副課長) まずは、議案第3号、平成29年度大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について、補足説明をさせていただきます。

説明資料1ページの教科用図書の採択をする理由をご覧ください。本件につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、平成29年度大磯町立小学校で使用する教科用図書を採択するものです。

説明資料2ページに、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の抜粋がございます。

第14条の規定により、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することになっています。

この「政令で定める期間」とは、説明資料3ページの義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条に「同一教科用図書を採択する期間は4年とする」と規定されております。現在小学校で使用している教科用図書は、平成27年度からの使用ですので、平成30年度までは同一の教科用図書を採択することになります。

なお、政令の第15条第2項にありますように、採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合、その他の文部科学省令で定める場合においては、新たに採択をすることとなりますが、現時点でそのような状況にはなっておりません。

したがって、平成29年度に大磯町立小学校で使用する教科用図書は、昨年度と同様、議案別紙のとおり採択をしていただきたくお願いいたします。

続きまして、議案第4号、平成29年度大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について、補足説明をさせていただきます。

説明資料1ページの教科用図書の採択をする理由をご覧ください。本件につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、平成29年度大磯町立中学校で使用する教科用図書を採択するものです。

説明資料2ページに、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の抜粋がございます。

第14条の規定により、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することになっています。

この「政令で定める期間」とは、説明資料3ページの義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条に「同一教科用図書を採択する期間は4年とする」と規定されております。現在中学校で使用している教科用図書は、平成28年度からの使用ですので、平成31年度までは同一の教科

用図書を採択することになります。

なお、政令の第15条第2項にありますように、採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合、その他の文部科学省令で定める場合においては、新たに採択をすることとなりますが、現時点でそのような状況にはなっておりません。

したがいまして、平成29年度に大磯町立中学校で使用する教科用図書につきましても、議案別紙のとおり採択をしていただきたくお願いいたします。

質疑応答)

青山委員) 採択換えをする年ではないということ、あるいは、4年間同じ教科書で使っていると、今の山口副課長の説明から理解することは、発行者にも問題がないということで、このまま同じ教科書の使用を続けることがいいと思います。意見として言わせていただきます。

濱名委員) 添付資料にあります学校教育法附則第9条の規定による教科用図書というのは、具体的に対象者に対して4年間同じものを与えるということですか。

学校教育課副課長) 4年間は子どもたちに同一の教科書が無償で配布してということになります。

濱名委員) 附則第9条図書というのも4年間同じものを児童や生徒に与えていくということでしょうか。

学校教育課副課長) 第9条というところは、どこの部分でしょうか。

濱名委員) 添付資料にあります。先ほど山口先生がおっしゃった後ろの、中学校で言えば4ページ、5ページ目にあります。小学校もそうです。4ページ、5ページ目にある教科書。

学校教育課長) 今、委員ご指摘の第9条というのは、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書というところのご質問ということでよろしいでしょうか。今、何ページをごらんになっていますでしょうか。

濱名委員) 今、5ページ。

学校教育課長) 5ページの3段落目に、「なお、附則第9条図書の採択は、毎年度新たな図書を採択することができる。」これは、特別支援学級に在籍する児童や生徒を対象として、他の児童生徒が使う教科書とは違う教科書を採択する場合、これは一般の図書として目録に登録されているものですが、それを採択する場合は、4年間同じものでなく、毎年度新しいものを採択してよいという規定になっています。現在、大磯町立の学校に在籍する児童生徒で附則第9条に規定する教科用図書を使用している児童生徒はおりません。

濱名委員) いないのですか。わかりました。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。まず、議案第3号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第3号「大磯町立小学校で使用する教科用図書の採択について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。次に、議案第4号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第4号「大磯町立中学校で使用する教科用図書の採択について」も、原案どおりご承認いただいたものとします。

協議事項第1号 大磯町郷土資料館の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例等について

郷土資料館長) 協議事項第1号、「大磯町郷土資料館の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例等について」、ご説明させていただきます。

今回改正の条例等につきましては、旧吉田茂邸の再建・公開等に伴い、運用に即したかたちにするため、来年4月1日の施行を想定して協議させていただくものです。

まず旧吉田茂邸に係る状況についてご説明いたします。はじめに資料の11頁をご覧ください。旧吉田茂邸再建事業につきましては平成24年度から平成28年度にかけて神奈川県と大磯町との間に締結されました基本協定に基づき、年度ごとの協定に基づき事業を進めてまいりました。建物部分が完成したことから平成28年6月24日に神奈川県から引き渡しを受けました。

現在の管理状況は、郷土資料館職員による巡視、窓の開閉、清掃等を行っております。警備体制は、引き渡しに先立ち機械警備機器を設置しましたので職員不在時は機械警備機器を作動させております。また建物の機械警備とは別に夜間には公園内の機械警備および有人警備を実施しております。

今後の整備計画は、町が実施する事業として調度品の製作・設置や備品の購入設置等開館に向けての準備があります。また県が行なう事業といたしましてはバリアフリー対応の整備や礎石広場・庭園等の整備工事を行ないます。

また、開館後の運営の検討といたしまして、旧吉田茂邸独自の研修機能ということで、現在調査を実施しております。内容につきましては管理者などの研修の場としての機能を検討するというものです。

はじめに状況等について申し上げましたが、資料1頁をお開きください。資料1頁から4頁が条例、資料5頁から10頁が施行規則です。現在の条文に赤で加筆、また削除部分は取り消し線で示しておりますので順にご説明いたします。

はじめに第3条は、資料館の別館として旧吉田茂邸が新たに加わりますので、本館・別館の区分と位置の記入を加えています。

次に観覧料記載の第6条では、旧吉田茂邸の観覧料が加わることから、1頁下段の表の記載から、4頁の別表(第6条関係)記載のように変更しております。別表1の本館部分については変更ありません。2の別館につきましては、昨年度まで開催しておりました再建検討会議の内容を踏まえて記載のような金額としております。備考につきましては「障害者」の定義を追記したものです。

次に2頁にお戻りください。第7条は本館資料館の研修室に新たに旧吉田茂邸の研修室が加わります。また、研修室以外の貸し出しも想定されることから研修室等の表記としています。この「等」の表記は第8条、9条、11条にも追加しています。

第9条の研修室使用料につきましては、4頁の別表(第9条関係)に別館研修室の使用料を追記しております。

次に施行規則についてご説明します。

5 頁第 3 条の事務分掌について、6 頁記載の（9）研修室等を追記しています。同様に第 7 条にも「等」を追記しています。

以降は今回、内容見直しに伴う文言の修正です。8 頁の第 10 条は資料の特別利用に関する内容を整理したものです。

質疑応答)

曾田委員) 特に条文について問題はないのですが、吉田邸の研修を使うときに対しまして、内容のところに、2 番のところですが、「企業管理者の『決断』研修の場とする」と書いてございます。これは、どういうことを想定してこういう文章があるか、あるいは、過去、どんな研修があったのか、もし列挙できるのでしたら教えていただければと思います。あるいは、改めてできたのか、事情がよくわからない部分がありますので、教えてください。

郷土資料館長) ご質問の内容ですが、これは、今回、新たに可能性について検討しているというものでございます。これは、旧吉田茂邸が体験学習施設として、文化施設として建設された施設でございますが、一側面としては、近現代史、特に戦後政治史などを学ぶ場としての、戦後政治史の決断の場となったというような位置づけがなされているということで、ここに記載しておりますが、例えば、企業管理者等の研修の場として提供するといったような機能が加えられないかというところを現在検討している内容でございまして、まだ明確に具体化した内容、また、過去に実施した内容というのはございません。

曾田委員) 「企業管理者の『決断』」という意味がよく理解できないのですが、どういうことを想定されているのでしょうか。

郷土資料館長) これはちょっと漠然とした表現で、おわかりになりくいかもしれませんが申しわけないですが、1 つは、企業だけに限らず、管理者の研修ということで、その場として、政治史の舞台になった吉田邸をハードとして提供できるかということなので、研修内容としては、吉田茂の実績などを学びつつ、おのおの現在の仕事に生かせるかどうかというものを検討するといったようなものをイメージしております。

曾田委員) 大体意味はわかるのですが、何で企業者の決断をここで求めなければいけないのか、それがわからない。政治と言いながら企業が入ってきたりして、その辺をもう少しわかりやすく説明したほうがいいのかなというふうに私は思っているのです。この文言だと少々言葉が足らなく、誤解を招くような気がするのですが、いかがでしょうか。

郷土資料館長) 表現等につきましては、今後、ご指摘の内容を踏まえて考えていきたいと思えます。

曾田委員) そうですね。お願いします。

それで、戦後史の舞台となったということ、その認識でいくと、企業だけではない、あらゆる世界があるわけですから、そこでの決断というならわかるのだけれども、何で企業に特化するのかというところが、私には想定できなかったもので、ぜひ一度検討していただければありがたいなと思っています。

郷土資料館長) 記載の内容で「企業研修」というような文言を記載しておりますので、おわかりになりにくい部分があり、申しわけないですが、企業だけに限

らないという点を反映させていきたいと思います。

曾田委員) わかりました。

青山委員) 2 ページのところなのですが、上の 2 番の赤い字で印刷してあるところ、「研修室を使用できる時間は、郷土資料館の使用時間とする」とあるのですが、けれども、「使用時間」というところなのですが、ここは後ろの 6 ページの規則の中に、第 5 条の開館時間というところがあるんですが、ここの中の言葉から、使用時間というところを開館時間内とするというふうにしたほうがわかりやすいのではないかと思うのですね。いかがでしょうか。

郷土資料館長) ご指摘の内容をくみまして、文章法制担当部局と現在協議をしておりますので、確認をさせていただきたいと思います。

青山委員) 4 ページの別表(第 9 条関係)のところで、新しく別館研修室の使用料について書いてあるのですがけれども、本館の使用料より安いですね。4 割ぐらい安くなっているのですがけれども、これは、何か基準があって安くなったのでしょうか。

郷土資料館長) 町内の公共施設につきましては、使用につきまして、一律にはありませんが、有償で使用するができる施設がございますが、おおむね部屋の面積に合わせて使用料を各条例で設定しておりますけれども、他の施設の面積等に勘案して、今回の吉田邸の研修室面積に当てはめて、この金額にしております。

教育長) それでは、以上のご意見、企業等という含み、あるいは文言の整理、あるいは使用料等についての質問、ご意見を踏まえて、条例等の改正の準備を進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

報告事項第 1 号 いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について

学校教育課副課長) 平成 28 年度第 1 回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について報告させていただきます。

いじめ問題対策・調査委員会を附属機関として位置付けることが、昨年、教育委員会定例会にて承認され、議会へ提出されて可決されたことから、今年度も第 1 回いじめ問題対策・調査委員会をここで開催いたしました。その開催結果について、ご報告させていただきます。

まず、日程でございますが、平成 28 年 7 月 1 日(月) 10:00~11:45、場所は大磯町役場 4 階第二委員会室、参加者は 5 名のいじめ問題対策・検討委員会の委員と、事務局が 3 名、傍聴人が 1 名でございました。

内容としましては、新たに今年度委員になった方への委嘱状の交付、そして協議内容としましては、(1)「平成 27 年度各学校におけるいじめ認知状況及び対応について」報告し、ご意見もいただきました。ここでは傍聴人にはご退席願いました。次に、傍聴人にお戻りいただき、(2)「大磯町におけるいじめ問題に対する取組について」の中で、今年 2 月に県警と締結した「学校警察連携制度」において、「いじめ」に関しても連携できることとなったことをお知らせし、また、夏休み前に相談機関先が書かれた「ちらし」を全児童生徒に配布すること、また、あらためて法にもとづいて「いじめの

認知」をしていく取組みの中で「いじめ認知集計表」というものを作成し、ご協議いただきました。委員さんの中には、いじめについて広くとらえることは重要であるが、一つ一つに対してきちんと対応してほしい、というご意見や、当たり前のことではありますが、いいところも同時に見てほしい、という意見もございました。

(3) 「各学校におけるいじめ問題に対する取組について」は、昨年度中に各校が見直しを行っている「いじめ防止基本方針」について、また、定期的におこなっている「アンケートについて」お話ししたところ、委員の中からは「無記名のアンケートも時々実施したらどうか」、「先生たちに見抜く力をつけてほしい」、「中学校ではクラスだけでなく、部活単位でもアンケートを実施したらどうか」、「インターネット上のいじめの対応も含め、とにかく子どもの様子をよく見るようにしてほしい」、という意見等がございました。

(4) の、その他では、実際に各校での取組みも直接先生たちに聞きたいので、この委員会を学校で開いてはどうか、という提案がありました。

最後に、次回、第2回の開催予定についてお知らせし、閉会となりました。

平成28年度第1回いじめ問題対策・調査委員会の開催についての報告は、以上でございます。

質疑応答)

中野委員) 大変貴重なご意見をたくさんいただいてありがたいなと思いました。このご意見はただ聞き流すだけではなく、実際にこの活動にぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

瀧名委員) 委員さんのほうからの意見からとしてあります、小学校でも無記名のアンケートを実施したらどうかというところなのですけれども、現場の雰囲気、子どもたちのほうがよく知っていますので、無記名にしないとなかなか書きづらいと思いますから、ぜひこの件は拾い上げていただきたいと思います。

自分の子どものときなのですけれども、スクールカーストという分類がすぐ見られるところもありましたので、そういうところというのは、子どもたちから声が出ないと、学校の先生だけでは少々わかりづらいと思います。ぜひそのアンケートをやっていただきたいと思います。

学校教育課副課長) 全てが無記名のアンケートというわけではなく、記名のアンケート、無記名のアンケートを取り入れたらどうかという意見がございました。ぜひ検討していきたいと思います。

青山委員) 2ページのところのインターネット上のいじめについて、非常に情報収集するのが難しく、閉じられた世界であり、限界もあるというようなことが書かれているのですけれども、学校は授業の中でもこのことについては子どもたちにさまざまな教材を通じて、危険性について、あるいはネット上の規範意識について学ばせている部分はたくさんあると思います。でも、学校でもさまざまな教育をするのですけれども、そういうネットにつながる機材を子どもに預けている保護者の責任ということについても、ひとつ目を向けていかなくてはいけないのではないかと思います。やはり学校と、あるいは家庭と、両方が子どもたちのネット社会でのいろいろな落とし穴につい

て問題を共有し合って、子どもたちが被害者や加害者にならないような社会をつくり出していかななくてはならない。学校任せにするのではなく、また家庭任せにするのではなく、両方で子どもたちを守っていくという姿勢がもっとはつきりと示せたらいいのではないかなと思いました。以上です。

学校教育課副課長) おっしゃるように、携帯電話教室というものは各学校のほうでも増やしていきたい、しかも、今までは、例えば小学校では5・6年生対象に実施していましたが、もう少し下の学年でも必要ではないかというような話も実は出ておりまして、また、その中でさらに、委員のおっしゃったように、保護者への周知もとても大切であるということもいじめ問題対策・調査委員さんからもお話がありました。やはり子どもたちだけでなく、保護者の方にもぜひ理解していただき、協力もしていただき、子どもたちが健全に育っていくように、私たちも考えていきたいと思います。ありがとうございました。

中野委員) 今、青山委員から言われた、個人持ちの機器についての管理は非常に大事だと思ひまして、ぜひ十分注意して監視していただきたいと、ご家庭のほうでももちろんですが、学校のほうでも注意をいつも保っていただきたいと思ひます。

それから、もう一つなのですが、質問ですが、「学校裏サイト」というのはどなたかチェックしていますか。

学校教育課副課長) 定期的に誰かがチェックしているということはないのですが、例えば、子どもたちの中から、こういうことが書かれているというような情報がもし入った場合は、先生方のほうでそういう情報は得るようにはしていますが、定期的に誰かが「学校裏サイト」をチェックしているということはないです。情報が入ったときのみの対応になるかと思ひます。

中野委員) 私、実は時々チェックしているのですね。できれば定期的にといいか、そんなに頻繁ではなくてもいいのですけれども、どなたかチェックしていただければなと思ひました。

曾田委員) 事務局にお願いなのですからけれども、私たち、この会議に出ていない中で、この報告書を読んでいるのですが、例えば、ハインリッヒの法則というのは一体何のことか。会場の方はわかるかもしれないし、我々もわからないとは言わないけれども、何か注釈は入れていただけないでしょうか。この会場の人たちにはわかっているかもしれないけれども、我々は、いきなりこの言葉が出てきて、どういう法則だったかな、という意味です。

学校教育課副課長) いじめ問題対策・調査委員さんの中で、ハインリッヒの法則をここで出したのは、一般的によく言われる300件のヒヤリハットの裏には。

曾田委員) それはいいのです。ここに書いてあるからわかるのですけれども。

学校教育課副課長) いじめのことも、例えば表面に出てきている以外にもほかにあるのではないかという、そういう意味で委員さんがおっしゃっていたので、とにかくよく見てほしいと、そういう意味で使われていました。

曾田委員) だから、「ハインリッヒの法則」は、こんな意味だよというようなことが、会場にいなかった者としては、いきなり何だろうなと思ひわけですね。そういう背景だけです。

濱名委員) イタチごっこにならないように、子どもたちがどういうことをいじめと

認識しているのかというところの教育というか、意識を確認することも一つのアンケートの中でできたらいいのではないかなと思っております。学校側が初期対応に本気で取り組むんだという姿勢を見せることで、子どもたちからいじめがあったということに対しては事実確認をしっかりとすること。そういうことでいじめが長引かないように、苦しみがずっと長く続かないようにということで、結局はいじめの調査委員会ということが働くことのないようにしていきたいなと思います。

学校教育課副課長） これからも初期対応や早期発見等、素早い対応に努めていきたいと思います。

中野委員） 以前、この会議で質問したことがあるんですが、いじめの解消率何パーセントというのを見て、これが100%というのは本当ですかとい質問をしたと思うんですけども、「解消」という言葉は、見守り続けるという意味に捉えてほしいと、ここに上がっているとおり、まさにそのとおり捉えていただきたいと思います。というのは、ある事例を聞いていまして、小学校でいじめられた子が中学に上がったときに、あの子、小学校のとき、いじめられていたのよということが発端でまたいじめられたという話を聞いておりますので、ここはぜひ見守っていただきたいなと思いました。

学校教育課副課長） 委員さんの中にも「いじめの解消」という言葉を気にされた方もいて、「解消」という言葉は、見守り続けるという意味ですよと強く確認をされていたのは、やはり同じニュアンスだったと捉えています。これからも「解消」という言葉の意味をよく私たちの中で認識はしていきたいと思っています。

報告事項第2号 巡回展の開催について

郷土資料館長） 報告事項第2号、巡回展の開催について、説明させていただきます。

資料裏面をご覧ください。現在郷土資料館は、展示リニューアル工事のため休館しております。休館中に、町内の公共施設等を利用して巡回展を開催しており、第1回の巡回展は生涯学習館において、5月28日から6月26日まで30日間、開催いたしました。

今回は第2回巡回展といたしまして、県立大磯城山公園 旧吉田茂邸地区管理休憩棟を会場といたします。内容は平成22年度に開催いたしました企画展「大磯町の海辺の自然」の内容を凝縮してパネルで紹介いたします。会期は7月23日から8月31日までの40日間を予定しております。

質疑応答） なし。

報告事項第3号 町立幼稚園の夏季保育について

子育て支援課長） 報告事項第3号「町立幼稚園の夏季保育について」報告いたします。

町立幼稚園の夏季保育については、子ども・子育て支援新制度がスタート

する前の平成26年度の10月に町立幼稚園の幼児教育及び子育て支援の充実を図るために、「町立幼稚園に係るアンケート調査」を実施し、その結果を踏まえて検討を進めてまいりました。アンケート調査の結果では、「夏季保育を実施した場合に利用しますか？」の問いに、約77%の方が利用するとの回答をいただきましたので、各園で実施に向けて調整を進めてまいりました。具体的な夏季保育の実施については、各園の施設や園児数などの関係で若干違いはありますが、今年度試行的に実施する内容について、ご説明いたします。

それでは、資料をご覧ください。

1 実施内容は、各園ともに概ね一緒に、夏季休業中に、プール遊びなどのこの時季ならではの遊び楽しむものとなっております。

2 実施施設は、町立幼稚園3園すべての園で実施いたします。

次に、3 実施の目的及び保育形態については、記載のとおりとなりますが各園で多少違いはあります。また、保育形態については、園児数や参加者数により違いがあり、大磯幼稚園では、クラス単位の保育で、国府幼稚園では園児数が少ないこともあり、年少から年長までの合同保育を実施します。たかとり幼稚園では、各年齢が2クラスずつありますので、それを縦割りにした合同保育を実施し、異年齢の交流を図れる保育内容となっております。

実施日時は、各園とも7月25日の月曜日から7月27日の水曜日までの3日間となります。時間については、たかとり幼稚園を除く2園は、午前9時から11時半までとしておりますが、エアコンが設置されているたかとり幼稚園では、教室も活用することで、25日と26日の2日間は、午前9時から午後2時まで実施します。

対象者につきましては、在園児の中で保育を希望される方で、参加料は無料です。

また、活動内容は、記載のとおりですがプール遊びなどの水遊びを中心に実施しますが、冷房が完備され教室を活用できるたかとり幼稚園では、お店屋さんごっこの夏祭りバージョンなどを計画しています。

職員体制は、基本的に全職員で対応する予定です。また、必要に応じて教育支援員及び園務整備員も出勤となります。

その他といたしまして、自由参加ということもありますので教育日数には含めないことは、各園共通となります。

参考までに現時点での参加状況ですが、3日間の平均で大磯幼稚園は153名中、112名の参加で約73%の参加率となります。国府幼稚園は、64名中、48名の参加で約75%の参加率です。たかとり幼稚園は、114名中、83名の参加で約73%の参加率となっております。

報告事項第3号「町立幼稚園の夏季保育について」は、以上となります。

質疑応答) なし。

報告事項第4号 大磯町認定こども園設置運営事業者の決定について

子育て支援課長) それでは、報告事項第4号「大磯町認定こども園設置運営事業者の決定について」報告いたします。

町立国府幼稚園の統廃合に伴う公私連携幼保連携型認定こども園の設置・運営の事業者については、平塚市田村に所在する社会福祉法人 恵伸会に決定いたしました。

それでは、選定等の経過についてご説明いたします。資料の裏面をご覧ください。

まず、事業者を公募するにあたり5月11日(水)に現地見学会を実施いたしました。この時点では、3事業者の参加がありましたが、実際に応募してきたのは、その内の1事業者だけとなっております。

実際の選定は、6月20日(月)に選定委員会を開催し、第一次審査を実施いたしました。一次審査は、公認会計士及び税理士の資格を有する方に事業者の経理等の財務審査を依頼しましたので、その結果について講評頂きました。また、事業者によるプレゼンテーションの後に、各委員からのヒアリング審査を行い、その結果は記載のとおりで100点満点中84.3点を獲得して、第二次審査に進むことになりました。

第二次審査は6月24日(金)に現地調査ということで、実際に事業者が運営している平塚の保育所(金田保育園)に行きまして、保育の状況や施設等を確認し審査いたしました。その結果は、100点満点中、86.3点で、町が審査要領で定めた「各審査項目において5割以上の点数を獲得し、かつ全体の得点が7割以上の点数を獲得する」旨の基準を上回る得点を獲得しましたので、選定委員会としては、社会福祉法人 恵伸会を設置・運営事業者として決定いたしました。

この選定委員会の結果をうけて6月27日に町長、副町長、教育長、また各部長が集まる会議の中で、設置・運営の事業者を社会福祉法人 恵伸会と決定いたしました。

また、昨日、7月19日(火)に、町とPTAの役員と事業者で意見交換会を開催いたしました。頂いたご意見等については、今後、設置・運営事業者と検討し、10月頃に、説明会等を開催したいと考えております。

報告事項第4号「大磯町認定こども園設置運営事業者の決定について」は、以上となります。

質疑応答)

中野委員) 9月末か10月に在園の保護者に説明するという事なのですか。

子育て支援課長) 在園する保護者の方です。今回は、PTAの役員さんを対象に行ったので、在園児の保護者の方には9月の始めの頃に、まずは事業者の決定について報告していきたいと考えております。日程については、この後園と調整しますが2学期が始まって早々には行いたいと思います。

9月末から10月頃にかけてと言うのは、今回役員さんから頂いたご意見・ご質問に対する回答がそれぐらいにはできると思われまますので、その辺りも含め日程を設定しています。

中野委員) ありがとうございました。

濱名委員) 6月24日に現地調査をされたときのPTA役員の方たちも一緒に行かれ

たのですか。

子育て支援課長) 6月24日の現地調査につきましては、基本的に選定委員会の委員の方になります。その中にPTAの役員の方もおられます。国府幼稚園ですと、会長さんと副会長さんが行かれました。また、19日にも話がありましたが、施設的にはすばらしい施設とお話されておりましたので、保護者の方にはその様なイメージで伝わっているのかと思われます。

濱名委員) 行った保護者の、どういうお話でしたかということを知りたかったのですけれども、既に答えを言っていたいて。行った現地の幼稚園というのは比較的新しい幼稚園ですか。

子育て支援課長) 今回、現地調査にいきました金田保育園は、今年の4月に開園した施設で、新築の施設を見に行ってきました。

濱名委員) 新しいところは施設がきれいですばらしいというのは当然だと思うのですけれども、同じ恵伸会というところが運営している、比較的長く運営されている幼稚園、保育園の視察というのではないですか。

子育て支援課長) この間の役員さんの話では、恵伸会さんについてはサンキッズ大磯もあるので、何となく分かっている。それよりも、どの様な施設をつくるのかが分かって良かったとのこと。

今回、役員さんからは、認定こども園がどんな感じが分からないとのご意見もありましたので、できれば役員さんと視察に行くことができればと考えております。

(その他)

事務局) 次回の定例会は、8月18日(木)、午前9時から、大磯町役場4階第1会議室で開催予定です。

教育長) それでは、以上をもちまして、平成28年度大磯町教育委員会第4回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れ様でした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成28年 8 月18日

教 育 長 _____

教育長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____